

議案第 5 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定  
する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

懲戒処分による停職の期間及び減給の期間の上限を引き上げるため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条第1項中「3月」を「6月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の行為に対して行う停職の期間又は減給の期間については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の行為及び同日以後の行為に対して行う1の停職の期間又は減給の期間については、前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第1項又は第4条第1項の規定を適用する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>6月</u>以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第8条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>6月</u>以下とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>3月</u>以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第8条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>3月</u>以下とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>以下省略</p>